

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、企業価値の安定的な増大と株主重視の立場に立って経営の健全性の確保と透明性を高めることが重要であると認識しております。そのために、財務健全性を追求すること、迅速かつ適切な情報開示を実施すること、取締役及び監査役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるために、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識の強化とその定着を全社的に推進して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

全ての基本原則を実施いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富田 和成	2,612,100	55.48
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	187,700	3.98
赤羽 雄二	157,780	3.35
株式会社SBI証券	128,000	2.71
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	125,600	2.66
深田 啓介	73,400	1.55
楽天証券株式会社	62,000	1.31
秋山 俊之	56,500	1.20
高山 照夫	55,000	1.16
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	50,700	1.07

支配株主(親会社を除く)の有無	富田和成
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の代表取締役である富田和成は、当社の発行済株式総数の55.48%を所有しており、支配株主に該当しております。当該支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容および条件の妥当性について、社外監査役3名が参加する当社取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
五味 廣文	他の会社の出身者											
松尾 泰一	他の会社の出身者											
藤田 勉	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
五味 廣文	○	なし	五味廣文氏は、金融庁長官等を歴任され、金融分野全般における豊富な経験を有しております。引き続きその豊富な経験と幅広い見識を活かして特に金融分野での事業展開及びガバナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないことから独立性基準を満たしていると判断しております。

松尾 泰一	○	なし	松尾泰一氏は、企業経営に関する豊富な知識と経験を有しております。特にネット銀行設立のご経験及び金融機関での豊富な経営経験を活かして当社の今後の事業成長に対して適切な助言、監督をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制強化につながるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないことから独立性基準を満たしていると判断しております。
藤田 勉	○	なし	藤田勉氏は、企業経営に関する豊富な知識と経験を有しております。特に金融機関での豊富な経営経験を活かして当社の今後の事業成長及び株主との対話を始めとするコーポレートガバナンス体制に対して適切な助言、監督をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制強化につながるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないことから独立性基準を満たしていると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、三者間で連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
永井 健蔵	他の会社の出身者													
佐野 哲哉	公認会計士													
高見 由香里	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永井 健蔵	○	なし	永井健蔵氏は、証券会社及び事業会社にて、10年以上、監査部門や常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、経営監視機能の客観性及び中立性を有しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
佐野 哲哉	○	なし	佐野哲哉氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
高見 由香里	○	なし	高見由香里氏は経営者であり、会社経営に関する豊富な経営経験と知識を有しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引上に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	6 名
---------	----	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、当社の企業価値・株主価値を向上させることを目的として、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを過去に発行しておりますが、直前事業年度での発行はございません。今後の制度については検討中であります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の従業員
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役、従業員、子会社従業員に対して、業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保するため、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

報酬等の額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、原則として金銭による固定報酬のみとし、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、役割、役位に応じた各人別の金額を取締役会にて協議・決議するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役へのサポートはコーポレート本部が行い、非常勤監査役へのサポートは常勤監査役が行っております。具体的には、議案内容の事前説明、会議資料の事前配布、会議の運営サポート、議案内容の補足説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 取締役会

取締役会は常勤取締役3名と非常勤の社外取締役3名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。

また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、臨時取締役会を開催することになっております。取締役会には、全監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。なお、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図りながら、より機動的かつ効率的な業務運営を行うために執行役員制度を採用しており、3名の執行役員が業務執行にあっております。

2. 監査役及び監査役会

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。監査役会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じ臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令・定款及び当社規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。監査役監査は常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については監査役会において協議されており、取締役会に対して監査指摘事項が提出されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、監査役設置会社であり、客観的・中立性を確保した監査役会による経営監視が機能しており、また独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することで経験豊富な視点から、決議事項及び重要検討事項等に適宜適切な意見を積極的に発言し、円滑な業務執行と取締役の執行の監視を行う、経営に対する透明性の確保と監査機能の強化を図れると考え、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に出席できるように、実際の開催日についても集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	2021年6月27日開催の定時株主総会より、株主名簿管理人である三井住友信託銀行のシステムを利用して実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。
その他	招集通知の発送につきましては、法定期限よりも前に発送するよう努めておりますが、招集通知に記載する情報の正確性を担保するため、招集通知に記載する情報は、招集通知発送日当日にTDnetや当社ウェブサイトにより行っております。今後、招集通知発送のさらなる早期化を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に基づいた情報開示を行ってまいります。また、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の皆様にとって有用であると判断されるものについては、積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を実施しており、代表取締役が業績や経営方針を説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を実施致します。また、必要に応じて機関投資家への説明会も実施致します。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	上場日よりホームページ内にIRサイトを開設し、有価証券報告書等、適時開示書類、IRニュース等々を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	代表取締役をIR活動の最高責任者、グループ戦略室室長をIR活動の推進責任者とし、IR活動の担当部署をグループ戦略室としております。 IR活動の最高責任者 代表取締役 IR活動の推進責任者 グループ戦略室室長 IR活動の担当部署 グループ戦略室	
その他	なし	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主尊重として、企業価値を高めることが株主の期待に応えることと考えております。現在は成長段階にあると考えており、将来見通しを予測するために有用となる主要な経営指標を適時かつ適切に提供できるよう最善をつくしつつ、将来は利益の増加及びフリーキャッシュフローの増加を通じて積極的に株主への利益還元に取り組んでいく方針であります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針としております。
その他	なし

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」及び「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動しております。
- (2) コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土づくりに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告するとしております。
- (3) 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおり各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。
- (4) 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努めております。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保しております。
- (6) 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めております。
- (7) 当社グループの取締役及び使用人が、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる体制として弁護士による社外相談窓口を設置し、相談・提案を受けた弁護士は、速やかに監査役へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図るよう努めております。
- (8) 社外相談窓口や監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- (9) 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき法令及び定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役へ報告し、同時に監査役へ報告するものとしております。

2. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報・文章の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 部門責任者は、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施しております。
- (2) 販売先、外注先、銀行、子会社との取引は業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限表、稟議規程、経理規程、グループ会社管理規程に基づいて行い、コーポレート部部長を責任者として管理の事務局はコーポレート部が行っております。
- (3) 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響をあたえる重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または代表取締役へ報告し、取締役会または代表取締役において報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行っております。
- (4) 取締役、執行役員、子会社取締役は、取締役会等において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行うものであります。
- (5) 内部監査担当者は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役へ報告し、同時に監査役へ報告するものとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、経営に係わる業務執行上の重要案件については、取締役及び執行役員にて事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととしております。
- (2) 取締役の業務執行については、取締役会規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限表に基づきそれぞれの責任者及びその責任、執行手続等について定めることとしております。
- (3) 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化及び手続き等の簡略化に努め、必要があるときはコーポレート本部からの助言を得るものとしております。
- (4) 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、当社グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ会社間の指揮、命令、意思疎通の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながら企業集団としての業務の適正を図るものとしております。
- (2) 当社グループの業務の適正を確保するための体制として、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の管理はコーポレート部が行うものとしております。グループ会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なくコーポレート部管理担当取締役を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告しております。
- (3) グループ会社に対する管理、支援等を行う管理者、サポート部門を本社内に定め、当社グループとしての情報の共有・伝達に努めております。
- (4) 内部監査担当者は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査役と協議の上、任命しております。任命された補助者は、監査役補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。
- (2) 監査役補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知するものとしております。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに当社監査役に報告するものとしております。
- (2) 監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めるものとしております。
- (3) 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画の立案及び実施に当たっては、監査役と密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けるものとしております。
- (4) 内部統制担当部門は、監査役と密な連携を保つとともに、監査役からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行うものとしており

ます。

(5)監査役監査事務に不都合がある場合は内部監査人においてこれを補助しております。

(6)監査役は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとしております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われるための体制

(1)当社グループの取締役及び使用人は監査役またはその補助使用人から業務遂行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められた場合は、迅速、適切に対応するものとしております。

(2)監査役がその職務の執行について、必要な費用の請求をした時は、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。

(3)監査役は監査法人との会合を定期的または随時にもち、財務報告の信頼性について意見交換を行うものとしております。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図るものとしております。

(2)財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努めるものとしております。

(3)内部統制担当部門は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または代表取締役へ報告する。また、併せて監査役へ報告するものとしております。

(4)上記1.から3.に掲げる方針及び手続き等を運用するにあたり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制及び業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切に対応するものとしております。

(5)内部監査担当者は、財務報告に係る内部統制の有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役へ報告し、併せて監査役へ報告するものとしております。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶するため、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力の排除に係る信用調査実施ガイドラインを定めるとともに外部の専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(a) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループ、当社グループの特別利害関係者、株主及び取引先等は反社会勢力との関係はないと認識しております。当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶しております。

(b) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

a. 社内規程の整備状況

当社は、上記考え方のもと、反社会的勢力排除に向けて、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。また、同内容については社内規程にて定めております。

b. 対応統括部署

当社は、反社会的勢力への対応統括部署をコーポレート本部と定めております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模試図を参考資料として添付しております。



